

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 20 日	
佐賀県知事	殿
提出者 住 所 福岡県筑後市大字熊野 1 8 0 氏 名 タマホーム株式会社筑後支店 代表取締役社長 玉木 伸弥 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0942-52-0814	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	タマホーム株式会社 筑後支店
事業場の所在地	佐賀県佐賀市兵庫北七丁目 1 4 - 3 7 佐賀県武雄市武雄町大字武雄 8 1 1 7 - 1
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	350,263万円
③ 従業員数	50名
④ 産業廃棄物の処理の工程	汚泥→乾燥→焼却→埋立 廃プラスチック類→破碎→原燃料 紙くず→破碎→破碎→ 原燃料 木くず→破碎→燃料チップ・ボード、原燃料 金属くず→破碎・切断→再生原料 ガラス・陶器くず→破碎→再生砕石→埋立 がれき類→破碎(焼却)→再生路盤材(原燃料) 石膏ボード→破碎→石膏・製紙原料

(日本産業規格 A 列 4 番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・梱包材や養生材を削減 ・木材のプレカット化 ・配管類のユニット化 ・発生抑制に関する情報収集		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 上記に加え、下記の取組みを実施予定 ・発生抑制のための調達方法の工夫 ・工法の改善検討（汚泥） ・梱包材の簡素化		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・がれき類（コンクリート塊）、木材を分別 ・石膏ボードを分別
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記に加え、管理型処分産業廃棄物と安定型処分産業廃棄物に分別を実施予定 ・分別に関する情報収集

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	こ	ト
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	こ	ト
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	こ	ト
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	こ	ト
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	ト	ト
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	こ	ト

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	し	し
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	し	し
	優良認定処理業者への処理委託量	し	し
	再生利用業者への処理委託量	し	し
	認定熱回収業者への処理委託量	し	し
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	こ	t
	(これまでに実施した取組)		
	・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	し	し
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	し	し
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	し	し
	(今後実施する予定の取組)		
	・可能な限り優良認定処理業者から選定する ・再生処理を中心とした産業廃棄物処理業者の選定を促進する ・委託処分事業者の現地確認を実施する ・委託業者任せにせず、性情等を把握する		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

統括責任者		所 属 : 筑後支店	職・氏名
廃棄物担当		組織名 : 筑後支店工務課	組織人数 : 50人
役 割	支店長 (廃棄物処理統括責任者)	○廃棄物処理方針 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定 ○廃棄物処理に関する各種事項の承認 ○廃棄物処理計画の管理 ○委託契約の締結管理	
	工程安全委員会	○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。	
	工務責任者 (廃棄物管理担当)	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項	
	作業所 工務担当 (作業所担当)	○廃棄物管理状況の把握 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○その他関係する事項	

廃棄物管理組織図



